武蔵野市福祉環境整備指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者や高齢者などを含めたすべての市民が、安全かつ快適に施設を利用できるようにするため、東京都福祉のまちづくり条例(平成7年東京都条例第33号)第17条第1項の特定都市施設に該当しない施設について、この要綱が摘要される施設(以下「適用施設」という。)及び整備すべき項目を定め、事業主に対し必要な指導を行うことにより、本市の福祉の増進を図ることを目的とする。

(整備項目及び整備基準)

- 第2条 適用施設の整備項目は、適用施設ごとに別表に定めるとおりとする。
- 2 整備項目ごとの整備基準は、東京都福祉のまちづくり条例施行規則(平成 12 年東京都規則第 385 号)第5条に定めるところによる。

(事前協議)

第3条 適用施設を建設しようとする事業主は、法令で定める手続きを行う前に市長に申し出て、この要綱に定める各事項について事前に協議するものとする。

(その他の施設)

第4条 適用施設以外の施設を建設しようとする事業主は、可能な限りこの要綱に 適合するよう施設の整備に努めるものとする。

(適用除外)

第5条 国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供する施設については、この要綱の適用除外とする。

(委任)

第6条 この要綱によりがたいものまたは定めのない事項については、市長が別に 定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成5年10月1日から施行する。
- 2 武蔵野市福祉環境整備指導要綱細則 (昭和59年5月1日) は廃止する。

付 則

この要綱は、平成8年9月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年10月1日から適用する。